

水戸市大規模建築物等耐震診断事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修を支援するため、予算の範囲内において、大規模建築物等耐震診断事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者のうち市長が適当と認めるものが法第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号別添第1）に規定する方法により地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
- (2) 公的機関 国，地方公共団体その他これらに準ずる団体をいう。
- (3) 区分所有建築物 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）に基づく区分所有権の目的となる1棟の建築物をいう。
- (4) 区分所有者 区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (5) 管理組合等 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第2項に規定する管理組合法人若しくは区分所有法第66条に規定する団地管理組合法人をいう。
- (6) 共有建築物 複数の者の共有に属する1棟の建築物（区分所有建築物を除く。）をいう。
- (7) 要緊急安全確認大規模建築物 法附則第3条第1項に規定する建築物をいう。
- (8) 特定既存耐震不適格建築物 法第14条に規定する建築物をいう。
- (9) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会登録要綱（平成21年7月28日制定）第1条に規定する耐震判定委員会をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次条に規定する建築物について行う耐震診断又は耐震診断の結果の評価（耐震判定委員会が行う評価に限る。）（以下「補助事業」という。）をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす建築物に対し、補助事業を行う者とする。

- (1) 本市の区域内に存する要緊急安全確認大規模建築物又は特定既存耐震不適格建築物であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物であること。
- (3) 公的機関がその全部を所有する建築物でないこと。
- (4) 公的機関から耐震診断に関する同種又は類似の補助金（国が実施する耐震対策緊急促進事

業に基づく補助金を除く。)を受けていない建築物であること。

- (5) 建築物の所有者(区分所有建築物にあっては、当該区分所有建築物の区分所有者又は管理組合等)が補助事業を実施する建築物であること。
- (6) 共有建築物である場合は、耐震診断又は耐震診断の結果の評価の実施について共有者の全員の同意を得ていること。
- (7) 区分所有建築物である場合は、耐震診断又は耐震診断の結果の評価の実施についての区分所有者全員の同意又は管理組合等の議決があること。
- (8) 建築物の所有者(区分所有建築物にあっては当該建築物の全ての区分所有者、共有建築物にあっては当該建築物の全ての共有者)が市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の額は、次の各号に掲げる費用の額の合計額からこれらの費用に係る消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た額に、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た額を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)をいう。以下同じ。)を減じた額とする。

- (1) 耐震診断に要する費用
- (2) 耐震診断の結果の評価に要する費用

2 次の各号のいずれかに該当する場合の補助対象経費の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 公的機関が建築物の共有者である場合 前項第1号に掲げる費用の額に公的機関以外の共有者の有する持分を乗じて得た額に同項第2号に掲げる費用の額を加えた額からこれらの費用の額に係る消費税相当額を減じた額
- (2) 公的機関が建築物の区分所有者である場合 前項第1号に掲げる費用の額に公的機関以外の区分所有者の有する専有部分の床面積及び公的機関以外の区分所有者が権利を有する共用部分の床面積を合計した面積を当該建築物の総床面積で除して得た数を乗じて得た額に同項第2号に掲げる費用の額を加えた額からこれらの費用の額に係る消費税相当額を減じた額

3 補助対象経費の限度額は、建築物の床面積に応じ、別表に定めるところにより算出した額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額(特定既存耐震不適格建築物に係る補助金については、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額又は2,500,000円のいずれかの低い額)以下で市長が定める額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、大規模建築物等耐震診断事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大規模建築物等耐震診断事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした

者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに大規模建築物等耐震診断事業変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）。
- (2) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大規模建築物等耐震診断事業変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大規模建築物等耐震診断事業完了実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大規模建築物等耐震診断事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の時期)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。

(交付の請求)

第13条 第11条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大規模建築物等耐震診断事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(関係書類等の保存)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(耐震診断結果の公表)

第16条 市長は、特定既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物を除く。）について、第10条の規定による実績の報告を受けたときは、法第9条の規定の例により耐震診断結果の内容を公表するものとする。

(補則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則（平成26年水戸市告示第193号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年水戸市告示第272号）

この要項は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

建築物の延べ面積	金額（延べ面積1平方メートルにつき）
1,000平方メートル以下の部分	3,600円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の部分	1,540円
2,000平方メートルを超える部分	1,030円